

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第5条第13号及び公益財団法人日本社会福祉弘済会(以下「本会」という。)の定款第13条(評議員に対する報酬等)及び第29条(報酬等)の規定に基づき、本会の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1)役員 定款第23条に規定する理事及び監事をいう。
- (2)評議員 定款第10条に規定する評議員をいう。
- (3)常勤理事 理事のうち、本会を主たる勤務場所とし、かつ、週に3日以上勤務する者をいう。
- (4)報酬等 公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5)費用 職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 評議員には、定款第13条に定める総額の範囲において、評議員会又は選考委員会に出席した場合に、1人1日当たり3万円を報酬として支給する。

2. 理事への各年度の報酬等の総額(理事・事務局長への給与を除く)は、2,000万円の範囲内とする。
3. 常勤理事には、1人当たり600万円の範囲内で理事長が定める額を報酬として支給する。
4. 非常勤理事には、職務の執行として評議員会、理事会、選考委員会その他理事長が招集する会議へ出席した場合に、1人1日当たり3万円を報酬として支給する。
5. 前項にかかわらず、理事長には月額30万円を支給する。ただし、当分の間は月額15万円とする。
6. 監事には、各年度の報酬等の総額として50万円の範囲内において、職務の執行として評議員会、理事会、選考委員会への出席した場合又は監事監査を行った場合は1人1日当たり3万円を報酬として支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2. その支給は、支給要件の発生の都度、通貨をもって支払うか、本人のまたは指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことによって行う。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用弁償として支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(平成26年9月8日改正)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

(平成 28 年 6 月 27 日改正)

この改正規程は、平成28年 6 月 27 日に施行し、平成28年4月 1 日に遡って適用する。